処　分　基　準

Ｂ－ｅ－18
令和８年　４月　１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第103条第１項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第１項、第３項から第７項まで、第９項及び第10項（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第１項から第５項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の２（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）
処　分　基　準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙１のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙２のとおり。
問 い 合 わ せ 先：・運転免許の取消し又は90日以上の免許停止の場合 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（聴聞） 電話（052）951－1611　内線　781-243、244 ・90日未満の免許停止の場合 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（執行） 電話（052）951－1611　内線　781-226、228
備　　考：